

緊急時対応の指針

(総則)

この指針は、緊急時に、すばやく対応するために必要な事項を定める。

(安全管理責任者)

安全管理の責任主体を明確にするため、管理者を安全管理責任者とする。

1、火災 (火事)

施設内での火事に対しては、いかに防ぐかという取り組みと、万一発生した時の消火および避難の訓練が必要です。火災で施設が全面的に（または一部が）使えなくなった場合の対応も描いておく必要があります。

⇒ 現場確認、避難誘導、通報、初期消火

(1) 初期活動

初期消火	初期消火	(1) 火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 (2) 119番通報を行う。 児童を安全な場所へ誘導。 (3) 火災が大きくならないうちに、初期消火に努める。 (消火器、水バケツ等)
	避難場所	原則として屋外に出るものとする。まず、身の安全を図る。
	非常持ち出し	・非常用ナップザックを準備し、必要なものを収納しておく。 (応急手当セット、ラジオ、懐中電灯、利用者名簿、職員名簿等)

(2) 関係機関

情報	機関	入手先名 (機関名)	電話番号
行政情報	消防	岸和田市消防本部	072-426-8603
		岸和田市消防署 八木出張所	072-444-0119
	警察	岸和田警察署 大阪府警察本部	072-439-1234 06-6943-1234
ライフライン	ガス	岸和田市役所	072-439-3601
		岸和田市役所 危機管理課	072-423-9437
		プロパンガス 辻川商事株式会社	0725-41-4155
		大阪ガス ガス漏れの通報	0120-5-19424
		大阪ガス お急ぎのご用件	0120-5-94817

2、非常災害時の対応

(1) 警報発令時における対応

- ・朝7時の時点で、泉州地域に暴風警報や大雨特別警報、暴風特別警報が発令された時には、臨時休業とする。
- ・12時までに警報が解除された時は、13時半より開所とする。
- ・学校へ登校中に警報発令の際には、原則送迎は行なわない。

(2) 利用中の警報発令時における対応

- ・戸外の状況を見て、安全と確認できた場合は、すぐに送迎を開始する。

(3) 地震発令時における対応

・利用前

- ・震度5以上の際は、臨時休業。
- ・震度4以下の場合
地震における被害や、その後の余震などを確認し、安全面を考え判断。
保護者には決定後、すぐに連絡。
- ・学校登校中は、学校の指示に従う。（バス下校がなく、保護者迎えの際は、事業所送迎は行なわない。）

・利用中

- ・児童の怪我等の確認。
- ・地震における被害（建物・周辺・道路等）や、その後の余震などを確認。
- ・送迎が難しいと判断される時には、保護者に安全を確認の上、随時お迎えに来て頂く（二次被害を避ける為）。

・避難方法

- ・事業所の建物が安全と確認できた時は、事業所で待機。
- ・事業所が危険・周辺が危険と判断された時は、
①常盤小学校 ②桜台市民センターに避難する。

・

(附則)

このマニュアルは、平成26年3月1日から施行する。

このマニュアルは、平成30年3月1日に改訂。

このマニュアルは、令和2年6月1日に改訂。

